

番号: 150751

国名: ホンジュラス

担当部署: ホンジュラス事務所

案件名: 地方開発のための自治体能力強化プロジェクト(生活改善/農村開発)

1. 担当業務、格付等

(1) 担当業務: 生活改善/農村開発

(2) 格付: 3号

(3) 業務の種類: 専門家業務

2. 契約予定期間等

(1) 全体期間: 2015年11月上旬～2015年12月中旬

(2) 業務 M/M: 国内 0.35M/M、現地 1.5M/M (合計 1.85M/M)

(3) 業務日数: 準備期間 現地調査期間 整理期間
4日 45日 3日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

(1) 簡易プロポーザル提出部数: 1部

(2) 見積書提出部数: 1部

(3) 提出期限: 9月30日(12時まで)

提出方法: 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は

郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型)公示案件(再公示含む)より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細については JICA ホームページ(ホーム>JICA について>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」(http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204_02.html))をご覧ください。なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等:

- | | |
|-------------------|-----|
| ① 業務実施の基本方針 | 16点 |
| ② 業務実施上のバックアップ体制等 | 4点 |

(2) 業務従事予定者の経験・能力等:

- | | |
|--------------------|-----|
| ① 類似業務の経験 | 40点 |
| ② 対象国又は同類似地域での業務経験 | 8点 |
| ③ 語学力 | 16点 |
| ④ その他学位、資格等 | 16点 |

(計100点)

類似業務	参加型農村開発に係る各種業務
対象国／類似地域	ホンジュラス／中南米
語学の種類	スペイン語（語学は認定書（写）を添付してください。）

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等: 特になし
- (2) 必要予防接種: 特になし

6. 業務の背景

ホンジュラスでは、1990年以降、地方分権化が推進され、市に地域社会開発事業の計画・実施・管理が委任されているが、市のほとんどは人員も少なく、組織として脆弱で行政能力が低いため、分権化に伴って委譲される権限や資金を地域開発に十分に活かされていない。

係る状況下、JICAは2006年9月から2010年10月まで、ホンジュラス西部地域10市を対象に「西部地域・開発能力強化プロジェクト（以下、FOCAL1）」を実施した。FOCAL1では、市が中央から移転される交付金などの資金を適正な形で活用し、地域住民のニーズに即した行政サービス提供を円滑に実施するための計画や実施の手法（以下、FOCALプロセス）を開発し、パイロット地区でその手法を試験的に実施した。なお、FOCALプロセスとは、①住民参加型センサス調査、②コミュニティ開発計画(PDC)の策定、③市開発計画(PDM)の策定及び予算化（多年度投資計画(PIMP)、年次投資計画(PIMA)の編成）、④事業化（小規模開発事業の形成・実施、維持管理）、以上の4つのステップで構成されている。

FOCAL1で開発されたFOCALプロセスは、地方開発のための分権化推進と市の能力強化を進めるための有効な手段としてホンジュラス政府に高く評価され、FOCALプロセスを全国的に展開するために、現在、第2フェーズとなる「地方開発のための自治体能力強化プロジェクト（以下、FOCAL2）」を人権・司法・内務・地方分権省をC/P機関として2011年10月から2016年11月までの予定で実施中である。FOCAL2では、長期専門家2名（チーフアドバイザー/地方行政、業務調整/自治体間連携）に加え、2011年～14年度までに、4分野延べ6名の短期専門家（1. 生活改善/村落開発、2. 能力開発/評価、3. 研修計画/モニタリング強化、4. 公共事業管理）が派遣された。

FOCAL1で小規模インフラ整備事業に特化していた事業実施のコンポーネントを、FOCAL2では、より広範な開発課題や様々なニーズに対応できるよう、PDCプロセスに生活改善アプローチを盛り込み住民主体の持続的な地域開発を支援する取り組みを重ねた。これらの経験を踏まえ、生活改善アプローチを用いたPDC策定ための研修マニュアルを作成し、C/Pや市連合会(MC)、市担当者に対して研修、指導が行われた（13年度、生活改善/農村開発）。2015年8月現在、24MC、82市、1,647コミュニティで生活改善アプローチを適用したコミュニティ開発計画が策定されている。しかし、生活改善アプローチを通じ、PDCに基づき自主的に事業実施まで行われているコミュニティは未だに少なく16コミュニティにとどまっており、事業実施が課題となっていたことから、生活改善アプローチのグッドプラクティス集を作成し、それらをもとにパイロットコミュニティで事業実施のための研修を行い、事業実施を支援した（14年度、生活改善）。

2014年5月の中間レビュー調査の結果、プロジェクト・デザイン・マトリクスの成果3「市が FOCAL プロセスで能力を得、地域開発の能力が強化される。」の一指標として、「市のモニタリングを得て、少なくとも40のコミュニティで生活改善アプローチを通じて、コミュニティ開発計画に基づいた事業が自主的に実施されている」ことが設定された。このため2015年度は、残りのプロジェクト期間において、生活改善アプローチを適用したコミュニティの事例を確認し、グッドプラクティスや知見を蓄積させることにより、プロジェクト終了後の持続性の確保と更なる普及を推進するためのMCや市での支援体制を整備することが期待されている。

7. 業務の内容

本業務従事者は、生活改善アプローチを適用済みのコミュニティの状況を調査し、その成果、問題点を抽出し、事例を取りまとめる作業を実施する。具体的には、昨年度作成されたコミュニティレベルでの生活改善・村落開発活動に係るグッドプラクティス集に新たなパイロットコミュニティの事例を追加するほか、問題点から抽出される教訓をまとめ、生活改善アプローチを用いたPDCプロセス実施のためのガイドラインを作成する。本業務従事者は、同ガイドラインを活用しながら生活改善アプローチを用いたPDCプロセスの持続的な普及と自立発展性が確保できるよう、関係機関(C/P機関、MC、市)に助言・指導を行う。

具体的担当事項は以下のとおりとする。

(1) 国内準備期間(2015年11月上旬)

ア FOCAL2 や当該分野に関する業務報告書、関係資料を確認し、業務遂行に必要な情報の収集・整理・分析を行う。

イ 現地派遣に係る業務実施計画書(和文・西文)を作成し、産業開発・公共政策部へ提出する。

(2) 現地派遣期間(2015年11月上旬～12月中旬)

ア 現地業務開始時に、C/P機関、JICA ホンジュラス事務所及びプロジェクト専門家に対し、業務実施計画書を提出し、業務内容について協議の上、活動の進め方について確認する。

イ これまでに生活改善アプローチを適用した具体的なコミュニティ活動計画(PAC-2)策定と実施を立ち上げたコミュニティの状況を調査し、進捗につき確認するとともに、グッドプラクティスや教訓を取りまとめる。そのために必要な現地調査を実施する。

ウ パイロットコミュニティでのグッドプラクティスや獲得された知見についての事例とともに、実施コミュニティの生活改善及びコミュニティ自体の能力強化のプロセスでのインパクトを取りまとめる。

エ アからウでの成果及び教訓を踏まえ、生活改善アプローチを用いたPDCプロセス実施のためのガイドラインを作成し、それを用い持続的な普及と自立発展性を確保する方策を関係機関(C/P機関、MC、市)に助言・指導を行う。

オ 現地業務完了に際し、現地派遣での活動成果及び今後プロジェクトとして必要となる活動を現地業務結果報告書(和文、西文)として取りまとめ、C/P及びJICA ホンジュラス事務所に報告、提出する。

(3)帰国後整理期間(2015年12月中旬)

専門家業務完了報告書(和文)をホンジュラス事務所及び JICA 産業開発・公共政策部へ提出し報告を行う。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は(3)とする。

(1) 業務実施計画書

和文 2 部 (JICA 産業開発・公共政策部、JICA ホンジュラス事務所)

西文 2 部 (C/P 機関、JICA ホンジュラス事務所)

(2) 現地業務結果報告書

同報告書の別添資料として生活改善アプローチを用いたPDCプロセス実施のためのガイドラインを含める。

和文2部 (JICA産業開発・公共政策部、JICAホンジュラス事務所)

西文2部 (C/P機関、JICAホンジュラス事務所)

(3) 専門家業務完了報告書

同報告書の別添資料として生活改善アプローチを用いたPDCプロセス実施のためのガイドラインを含める。

和文2部 (JICA産業開発・公共政策部、JICAホンジュラス事務所)

なお、上記成果品の体裁は簡易製本とし、電子データもあわせて提出すること。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示にかかる見積書の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約見積書作成ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。

留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます(見積書に計上して下さい)。

航空経路は、成田⇒ヒューストンまたはアトランタ⇒テグシガルパ⇒ヒューストンまたはアトランタ⇒成田を標準とします。

(2) プロポーザル提案事項

業務工程表をプロポーザルにて提案すること。

10. 特記事項

(1) 執務環境

① 現地での業務体制

業務に係る現地プロジェクトチームの構成は、以下のとおりです(本業務の現地作業期間に派遣されている専門家のみ記載しています)。

・チーフアドバイザー／地方行政(長期派遣専門家)

・業務調整／自治体間能力強化(長期派遣専門家)

②便宜供与内容

プロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舎手配

あり

ウ) 車両借上げ

必要な移動に係る車両の提供(市外地域への移動を含む。)

エ) 通訳備上

なし

オ) 現地日程のアレンジ

JICA事務所及びプロジェクトチームが必要に応じアレンジします。

カ) 執務スペースの提供

人権・司法・統治・地方分権化省内プロジェクトオフィスにおける執務スペース提供

(2) 参考資料

① 業務に関する資料は当機構産業開発・公共政策部ガバナンスグループ行財政・金融チ

ーム(TEL:03-5226-6919)にて閲覧できます。提供できる資料は以下の通り:

・西部地域・開発能力強化プロジェクト 事後現状調査報告書

・地方開発のための自治体能力強化プロジェクト 詳細計画策定調査報告書

・地方開発のための自治体能力強化プロジェクト 中間レビュー報告書

・地方開発のための自治体能力強化プロジェクト 生活改善/農村開発短期専門家

業務完了報告書(2013年度、2014年度)

②本業務に関する以下の資料が当機構のウェブサイトで公開されています。

・プロジェクト概要 <http://www.jica.go.jp/project/honduras/001/index.html>

(3) その他

①業務実施契約(単独型)については、単独(1名)の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

②現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICA ホンジュラス事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所(及び支所)と緊密に連絡を取る様に留意する。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

③本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイドンス(2014年10月)」の趣

旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

以上